

新監査公表 第 11 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成30年 2月 26日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫  
 同 伊 藤 秀 夫  
 同 渡 辺 有 子  
 同 加 藤 大 弥

監査結果等に基づく措置

平成28年度財政援助団体等監査結果報告（平成29年3月27日 新監査公表第18号）分

監 査 の 結 果 等 (意見の内容)	措 置		措置実施部 署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>8 まとめ (意見)</p> <p>(3) 「地域の輪を広げ、地域課題に取り組む」コミュニティセンター本来のあり方をどう拡大していくか</p> <p>(4) 総括意見                  「コミュニティセンター本来のあり方」                  「地域のまちづくりを担う人材の育成」</p> <p>コミュニティセンター等は、コミュニティ活動の中心的施設として位置づけられ、地域住民の連帯感を高め、地域課題に取り組む場や暮らしやすい地域づくりを実現する場として活用されることが期待されている。そのためには、地域におけるまちづくりの担い手の中心であるコミ協と連携し、コミュニティセンター等をどう活用していくのかといった視点をもって施設運営を行っていくことが指定管理者には求められている。</p> <p>地域のまちづくりの中心であるコミ協においては、役員の高齢化や後継者の育成、活動の担い手不足などが課題となっており、地域活動に取り組む役員の方々が少なからず多忙感や負担感を抱いているという声も寄せられた。</p> <p>このような中で、本市が目指す市民との協働のまちづくりを着実に推進するには、次代を担う人材の育成がさらに重要となることから、危機感を持ってこれに対応する必要がある。今後、地域のまちづくりにおいて地域力が十分に発揮されるには、コミュニティセンター等の果たす役割が益々大きくなっていくことは明らかであり、その担い手の一つであるコミュニティセンター等の指定管理者が、施設を所管する区役所などとの意見交換を通じて、課題やあるべき姿を確認しつつ、地域活動を支える施設面・人材面・財政面でのコミュニティセンター等の機能をより積極的に活用し、また公民館との連携により、地域での人材育成機能を強化することにより、住みよい地域社会づくりが一層推進されることを期待する。</p>	<p>当該施設は地域の特性やニーズを把握している地元団体による運営が望ましいことから、指定管理者は非公募による選定とし、更新の際もこれまでの取組実績等を踏まえ評価している。これらの地元団体のノウハウの活用により、利用者ニーズのサービスへの反映や、地域の子どもや高齢者など多世代が立ち寄る憩いの場としての活用を進めていきたい。</p> <p>人材育成機能の強化については、区地域課と公民館が連携し、地域の魅力や課題を把握し、発信や解決する人材を育成するコミュニティ・コーディネーターの育成講座を開催している。この中で、コミュニティ協議会活動への参加や課題解決のアイデア出しを通じて、新たな担い手の育成に努めており、今後も人材育成のあり方について検討していく。</p> <p>(平成29年4月1日～平成30年3月31日)</p>		市民生活部 市民協働課
<p>8 まとめ (意見)</p> <p>(2) 地域活動の拠点としての活用と利用率向上の取組み                  「農村地域の施設における利用率の向上」</p> <p>農村地域に設置されているコミュニティセンター等の利用率は低い傾向が見られたが、一部の施設においては、体育館や大きな部屋を備えている施設もあり、駐車場も充足されていることから、地域内のみならず地域外からの集客を期待できる施設もいくつか見られた。これらの施設については、施設の特長を地域の内外にPRしていくことにより利用率を向上させることも可能であり、そこから地域課題の解決に寄与していく方法もある。</p> <p>また、地域が主体となった生涯スポーツや学童保育などでの施設利用を促進することにより、コミュニティセンター等が地域の中心的施設としてその使命を果たしていくことが重要である。</p>	<p>従来より市ホームページでの周知や公共施設での利用案内の配布などを行っているが、区内の他地区へのPRのため、区役所だよりでコミュニティセンターを紹介する記事の掲載も行っている。</p> <p>また、コミ協と区地域課が利用率向上のための意見交換会を開催し、利用者団体との懇談、土・日利用のPR、定期利用団体の育成といった意見が出されるなど、地域と市が一体となって取り組んでいる事例もあり、今後も利用率向上に努めていく。</p> <p>(平成29年4月1日～平成30年3月31日)</p>		市民生活部 市民協働課

監査の結果等 (意見の内容)	措 置		措置実施部 署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>8 まとめ (意見)</p> <p>(2) 地域活動の拠点としての活用と利用率向上の取組み 「休館日の弾力的な取扱い」</p> <p>旧新潟市型の施設は月曜日が一律に休館日となっているため、利用率向上のために休館日を地域の実情に合わせて変えたという声が一部の指定管理者から聞かれ、実際に土曜日・日曜日の利用が顕著に低い施設も見られた。</p> <p>利用率を向上させ、利用料金収入をもとに地域課題の解決に向けた自主事業に取り組もうとする指定管理者にとって、利用者の増加は最重要課題の一つである。コミュニティセンター等の利便性を高めるためや、より効率的な運営に必要であれば、地域の実情に合わせて休館日に開館したり、休館日を変更するといった弾力的な運用についても検討を要するものと考えられる。</p>	<p>一部の区で指定管理者から休館日変更の要望があったことに対し、区地域課とも協議を行った。条例改正で個別対応は可能であるが、まずは全ての施設に意見を聴き、区ごとのバランスなども考慮していく必要がある。これらのことから現段階では利用状況の把握のため、要望のあった施設をモデル的に臨時休館し、その結果として利用率向上が見込まれば、平成31年4月を目処に条例改正の検討を行う。</p> <p>(平成29年8月22日～平成31年4月頃)</p>		市民生活部 市民協働課
<p>7 監査の結果</p> <p>(7) 会計処理等 「会計処理等の標準化」</p> <p>各施設においては概ね適切な会計処理が行われていたが、一部の施設においては問題となる事項が見られた。市では大まかな「業務マニュアル」を作成しているものの、経理事務等についての具体的な業務手順を示しておらず、指定管理者においては、業務手順の確立に苦慮の様子が見られ、会計処理等の標準的な業務手順を示してほしいという意見が寄せられた。</p> <p>&lt;会計処理に係る主な検出事項&gt;</p> <p>(ア) 現金管理に関すること (未經理現金からの支払い、多額の保管現金)</p> <p>(イ) 給与に関すること (現金支給に伴う支給日の変更)</p> <p>(ウ) 旧協力費、利用料金の使途・繰出に関すること (基準の未整備など)</p> <p>(エ) 利用料金以外で発生した収入の取扱いに関すること (基準の未整備など)</p> <p>(オ) 決算書と帳簿記載内容、現金現在高との不一致 (確認の不徹底)</p> <p>(カ) 源泉徴収に関すること (専門性の不足など)</p> <p>(キ) 消費税に関すること (専門性の不足など)</p>	<p>平成27年度よりコミュニティ協議会向け税・労務研修を、平成28年度よりコミュニティセンター等の指定管理者に対し税理士・社労士の訪問指導を実施した。更に訪問指導の際に税理士・社労士より提出された報告書の内容を集約し、要改善との指摘が多かった事項について事例集を作成し、平成29年度末頃に指定管理者に配布する予定である。指定管理者に配布済みの施設運営の手引きと合わせ活用いただくことで、会計処理等の標準化を図っていく。</p> <p>(平成29年9月1日～平成30年3月31日)</p>		市民生活部 市民協働課